第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１２０号
埼玉県入間郡越生町大字堂山334番地
債務者　島田　光子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５号
山口県山陽小野田市大字郡4060番地１
債務者　立石　三江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４４号
山口県宇部市上町２丁目２番10―405号、前住所山口県宇部市大字西岐波2125番地27
債務者　村中　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４７号
山口県宇部市東梶返３丁目14番21号
債務者　水沼　眞弓
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８２２号
埼玉県桶川市大字坂田784番地の２
債務者　山下　綾子（旧姓田端）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３４号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　ＳＳＳ与野寮
債務者　山脇　康彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目20番59号、住民票上の住所埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番８号メゾン鈴木102
債務者　高木　可菜
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
埼玉県上尾市大字原市580番地15
債務者　梨本　　正
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
埼玉県上尾市大字原市580番地15
債務者　梨本　一枝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
埼玉県桶川市下日出谷西２丁目19番地の２
債務者　菅野　タカ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
埼玉県川口市差間３丁目３番４号　スターハイツⅡ
債務者　濱野久美子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
埼玉県狭山市大字北入曽435番地の11
債務者　佐藤　弓子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１号
埼玉県所沢市大字北秋津1167番地の８　ヴァンベール所沢106
債務者　神田　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０７号
大阪府枚方市津田駅前１丁目38番９―111号
債務者　伊藤　雅章
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
大阪府池田市槻木町５番18―107号
債務者　金盛　元一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５７号
大阪府池田市鉢塚３丁目11番26号
債務者　金盛　裕一（旧姓須广）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５号
長崎県長崎市新地町６番56―1003号
債務者　森由美こと　金　　由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県長崎市小菅町30番２―1415号　内野方、旧住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1519番地
債務者　松本　節子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係